



平成 30 年 7 月 23 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 新 川
代 表 者 代表取締役社長執行役員 長野 高志
(コード番号 6274 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 専 務 執 行 役 員
経 営 管 理 本 部 長 森 琢 也
(電話番号 03-5937-6404)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 30 年 8 月 15 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 15,914 株
(3) 処分価額	1 株につき 858 円
(4) 処分価額の総額	13,654,212 円
(5) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）3 名 9,092 株 当社の執行役員 7 名 6,822 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、当社取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会の答申を踏まえ役員報酬制度の見直しを行い、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成 30 年 6 月 27 日開催の当社第 60 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 70 百万円以内として設定すること、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 200,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 5 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、対象取締役及び当社の執行役員に対する当社第 60 回定時株主総会から平成 31 年 6 月開催予定の当社第 61 回定時株主総会までの期間に係る

譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 3 名及び当社の執行役員 7 名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計 13,654,212 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 15,914 株を割り当てることを決議しました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しています。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給します。

なお、本制度の導入目的である、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との価値共有を進めるため、譲渡制限期間を 3 年間としています。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成 30 年 8 月 15 日～平成 33 年 8 月 14 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、平成 30 年 7 月（割当対象者が、平成 30 年 7 月 1 日以降に当社の執行役員に就任した者（当該職務執行開始日以前から、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に就任している者を除きます。）である場合には、当該割当対象者の職務執行開始日を含む月）から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを

切り捨てるものとし、)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、平成 30 年 7 月（割当対象者が、平成 30 年 7 月 1 日以降に当社の執行役員に就任した者（当該職務執行開始日以前から、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に就任している者を除きます。）である場合には、当該割当対象者の職務執行開始日を含む月）から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とします。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとし、)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成 30 年 7 月 20 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 858 円としています。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なものと考えています。

以 上